

岐阜県水源地域保全条例の一部を改正する条例について

治山課

1 条例改正の趣旨

- ・条例制定から7年が経過し、現時点では大きなトラブルはないものの、水源地域内の土地が森林以外に利用されることもあり、将来的な備えとしての一定のルールが必要との意見があるなど、水源地域の保全に対する県民の要請が高まっている。
- ・しかし、土地売買等の後に目的を変更して行う開発行為や権利移転を伴わない開発行為については、森林法に基づく許可が必要なもの（1 ha を超える大規模なもの）を除き、行政庁が事前に把握できない。
- ・これらの状況を踏まえ、水源地域の一層の保全を図るため、新たに水源地域内における開発行為の事前届出を義務化する等の条例の改正を行う。

2 条例改正の概要

水源地域の水収支に影響を与える開発行為を事前に把握して助言及び指導を行うため、水源地域内において開発行為（森林法の規制対象外である小規模なものに限る。）を行おうとする者に対し、事前の届出を義務付けるもの。

- (1) 水源地域内において開発行為（※）を行おうとする者に対し、次のとおり事前の届出を義務付ける。

※土石の採掘その他の土地の形質の変更又は水資源を採取するための設備の設置（森林法に基づく許可を受けて行うもの等を除く。）

1) 届出期限 開発行為に着手しようとする日の60日前

2) 届出事項 開発行為を行おうとする者の氏名及び住所、開発行為の着手予定日及び完了予定日、開発行為を行う土地の所在及び面積、開発行為の目的、権原及び内容等

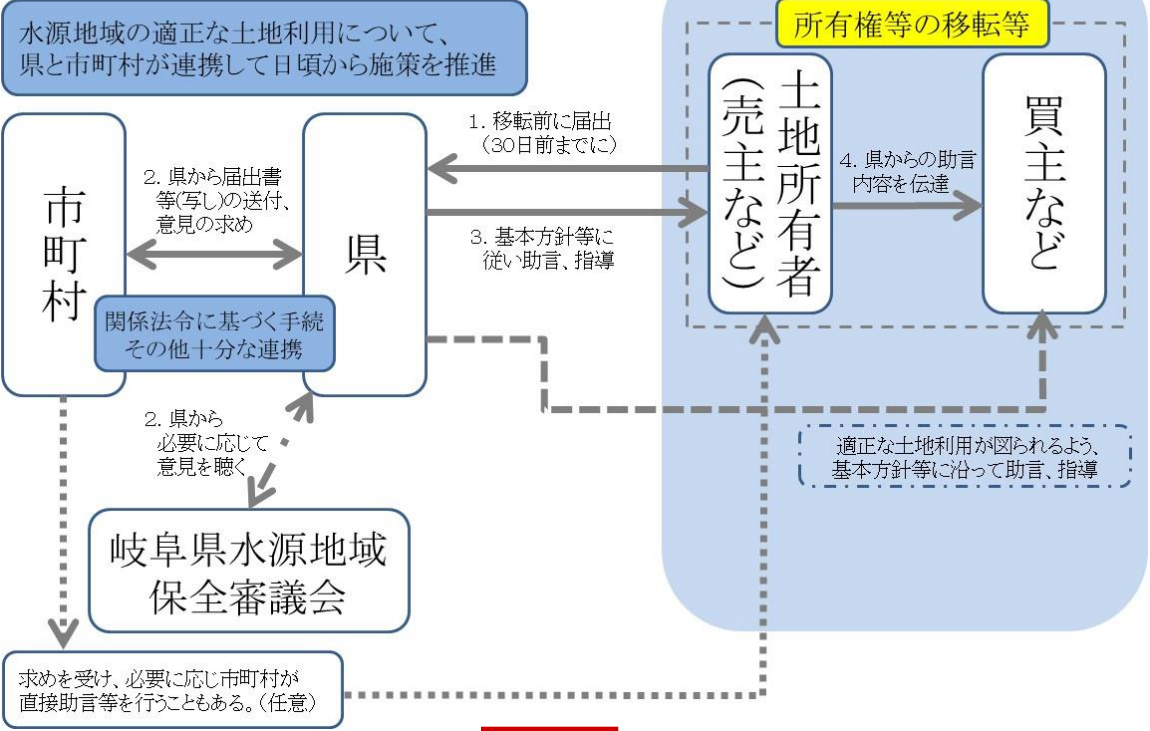
- (2) 知事は、(1)の届出をした者に対し、助言及び指導をすることができる。
- (3) 知事は、条例の施行に必要な限度において、開発行為を行おうとする者に対する報告徴収、水源地域内の土地への立入調査等を行うことができる。
- (4) 知事は、(1)の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は(3)の報告徴収、立入調査等に応じない者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができる。
- (5) 知事は、(4)の勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容の公表を行うことができる。
- (6) (1)の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は(3)の報告徴収、立入調査等に応じない者は、5万円以下の過料に処する。

3 施行日

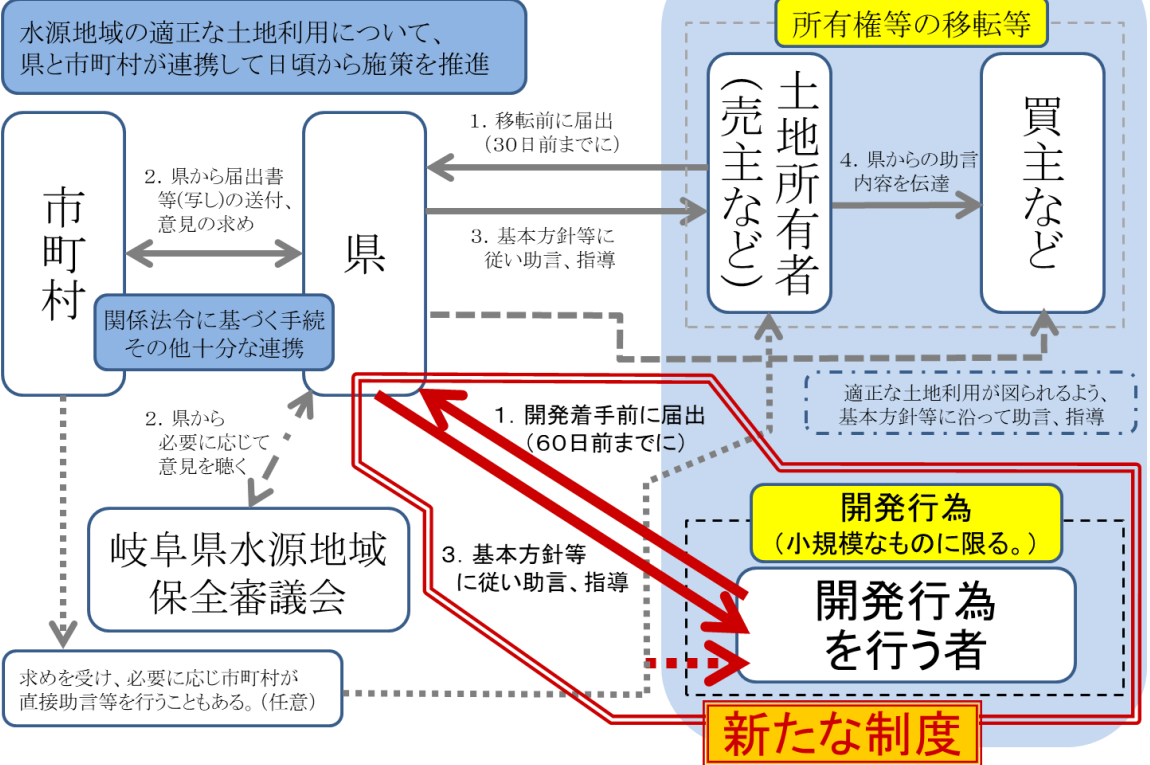
令和3年1月1日（公布日：令和2年7月9日）

条例改正イメージ図

改正前



改正後



岐阜県水源地域保全条例に基づく 水源地域の保全に関する基本方針の改正について

治山課

1 基本方針改正の趣旨

- ・現在、基本方針における「水源地域」は、公共団体及び公共的団体が管理する取水施設周辺の森林を区域とし、22市町村で252箇所、約5万2千ヘクタールを指定している。
- ・しかし、市町村によっては、上水道が整備されていないため、集落や団体に取水し、上水として使用しているところや、不特定多数が利用する民間団体等の取水施設もある。
- ・これらの状況を踏まえ、民間団体等の取水施設についても水源地域の指定対象とする等の基本方針の改正を行う。

2 基本方針改正の概要

- (1) 水源地域の指定対象とする取水施設について、これまでは公共団体及び公共的団体が公共の用に利用するため取水している施設のみであったものに、民間団体等が公共の用に利用するため取水している施設を加える。
- (2) 対象とする民間団体等の取水施設の規模は、水道法に規定されている最小の給水規模を準用し、原則として給水人口101人以上、又は給水量が20m³/日を超えるものとする。
- (3) 取水する民間団体等からの申請を受けた市町村からの提案により、水源地域保全審議会の意見を聴いたうえで指定する。
申請事項：取水施設名称・種類、取水対象水源、取水施設設置者・管理者、取水量、取水施設の位置、給水人口及び計画最大給水量、給水開始年月日、指定理由等

3 施行日

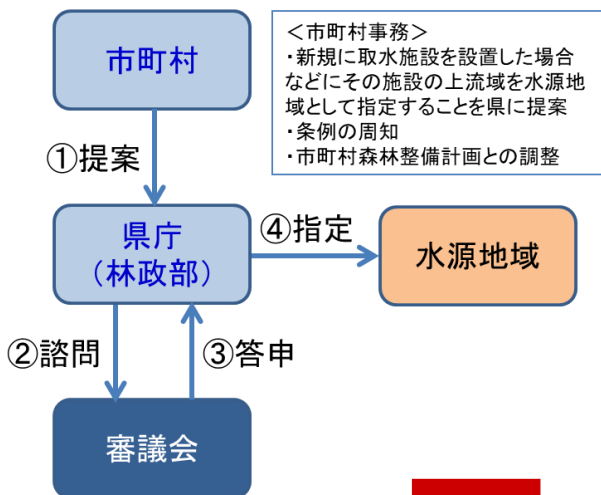
令和2年7月9日（「岐阜県水源地域保全条例の一部を改正する条例」公布日）

基本方針改正イメージ図

(水源地域指定フロー)

改正前

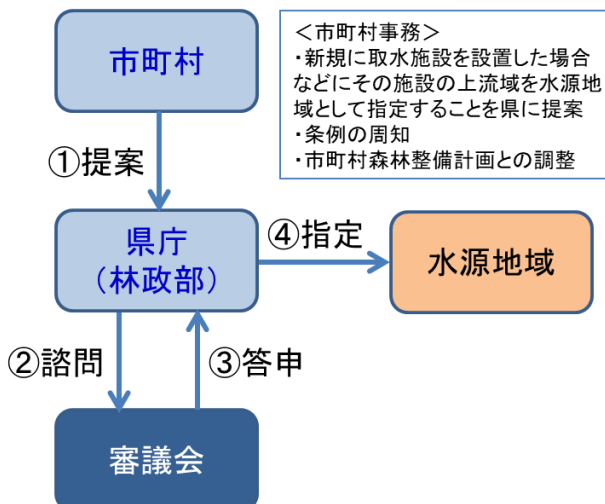
公共団体等取水施設上流域の 水源地域指定フロー



改正後

公共団体等取水施設上流域の 水源地域指定フロー

これまでと同じ



民間団体等取水施設上流域 の水源地域指定フロー

新規追加

